

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1300号)

平成27年5月8日

横情審答申第1300号

平成27年5月8日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年12月1日健環第2181号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「斎場・葬祭ホール使用許可申請書」の個人情報非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「斎場・葬祭ホール使用許可申請書」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「斎場・葬祭ホール使用許可申請書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年9月4日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件請求は、申立人ではない個人が提出した申立人の亡兄に係る斎場・葬祭ホール使用許可申請書の開示を求めるものである。

そうすると、本件請求に係る対象保有個人情報については、申立人を本人とする保有個人情報とは認められないため、申立人には個人情報本人開示請求権が認められない。そのため、本件処分を行った。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の開示を求める。
- (2) 申立人は本件個人情報を裁判のために必要としている。本件請求は、申立人自身が特定の個人から直接に被害を受けたことに関する資料である。本来であれば兄の葬式において喪主を務めるのは申立人である。それは社会通念上、誰が見ても明らかなことである。それにもかかわらず、申立人が兄の死亡を知ったのは葬式の2日後のことであった。非常識極まりなく、怒りと憎しみを感している。弁護士には、遺族からの請求は認められていると言われ、申立人自身で本件請求を行った。

- (3) 本件個人情報の提出者であり、兄の死亡届出人となっている兄の同居人であった特定の個人に係る住民票の写しの交付手続を、理由欄に裁判・相続の為と記入し、郵送で行ったところ、住民票の写しが届けられた。そのため、本件処分を本当に不思議に感じている。
- (4) 死者に関する個人情報を死者自身が請求することは不可能である。確かに本件個人情報は兄が提出したものではない。しかし、葬式は人生に一度きりのことであり、その喪主を誰が務めるのか、務めたい人ができるものではなく、社会通念上、順位が定められている。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、横浜市斎場条例（昭和55年3月横浜市条例第9号）に基づき市長に提出された斎場・葬祭ホール使用許可申請書である。

本件個人情報を作成及び提出した者は、申立人以外の特定個人であるが、申立人は、本件個人情報は申立人の亡兄の個人情報でもあり、遺族である申立人の個人情報でもあるとして本件請求を行っている。

(2) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、申立人ではない個人が実施機関に提出した斎場・葬祭ホール使用許可申請書について、申立人が開示を求めたものである。そうすると、本件個人情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

イ 次に、申立人は、本件個人情報は申立人の亡兄に係る個人情報であり、喪主を務めるべき立場であった申立人は亡兄と社会通念上同等とみなせるとして、本人開示請求制度の例外として申立人自身にも開示請求権が認められるべきである旨を主張しているため、以下判断する。

死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというもので

ある。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

さらに、先例答申では、以上の例示は本人開示請求制度の例外として認められるものであって、開示請求に当たっては、死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報であることを実施機関に納得させ得る資料の提出があって始めて認められるものであり、請求者の範囲を拡大しすぎることのないように取り扱う必要があるとしている。

ウ 以上のような観点から本件について検討すると、本件個人情報は、申立人の亡兄に係る斎場・葬祭ホール使用許可申請書であり、申立人の主張及び提出資料からは、このような情報が前記で述べた四つの例示に該当する情報であるとは認められず、本件個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。また、本件請求は、成年の妹が亡兄の情報を請求したものであり、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報とまではいえない。

エ したがって、本件個人情報は、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について、申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年12月1日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年12月15日 (第179回第三部会) 平成27年1月8日 (第261回第一部会) 平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・諮問の報告
平成27年2月6日 (第265回第二部会)	・審議
平成27年3月2日 (第266回第二部会)	・審議
平成27年3月13日 (第267回第二部会)	・審議
平成27年4月10日 (第268回第二部会)	・審議